

米国会計基準における金融資産の認識中止に関する会計基準の設定根拠 —証券化プロジェクト発足当初の検討内容を中心に—

The Basis of the introduced financial components approach for derecognition of financial assets under U.S. GAAP: An Analysis of the Meeting Materials on the Financial Accounting Standards Board.

威 知 謙 豪*

Norihide TAKECHI

目 次

- I. はじめに
- II. 先行研究のレビューと分析方法
 - 1. 先行研究のレビュー
 - 2. 検討対象期間の特定と分析方法
- III. FASB 金融商品プロジェクト発足以前の金融資産の認識中止に関する米国会計基準
 - 1. 財務会計基準書第 77 号「リコース付債権譲渡の譲渡人による報告」の考え方
 - 2. FASB 技術公報第 85-2 号「モーゲージ担保証券の会計」の考え方
 - 3. 財務会計基準書第 77 号と FASB 技術公報第 85-2 号との間に生じる矛盾とストラクチャリングの機会
- IV. FASB 金融商品プロジェクトにおける金融資産の認識中止に関する会計基準の検討内容
 - 1. FASB 金融商品プロジェクトの発足経緯と当初の検討内容
 - 2. 証券化プロジェクトにおける金融資産の認識中止に関する会計基準の検討内容 (1) 1993 年スタッフ・ドラフトの提案内容
 - 3. 証券化プロジェクトにおける金融資産の認識中止に関する会計基準の検討内容 (2) 1994 年 3 月 15 日開催の金融商品タスクフォース会議における審議内容
 - 4. 証券化プロジェクトにおける金融資産の認識中止に関する会計基準の検討内容 (3) 1994 年 4 月 5 日開催の金融商品タスクフォース会議における審議内容
- V. むすび—財務構成要素アプローチの導入根拠—

*経営総合学科 — 会計学

Department of Management Synthesis — Accounting

I. はじめに

金融資産の認識中止に関する会計基準は、証券化に代表される各種の資金調達スキーム・金融技術の複雑化・多様化を背景として、1980年代より米国会計基準を中心に展開し、国際会計基準（現在の国際財務報告基準）やわが国会計基準の形成に多大な影響を与えた。その後、2007年初夏に表面化したサブプライム金融危機とその後の世界金融危機への拡大を受けて、米国財務会計基準審議会（FASB：Financial Accounting Standards Board）や国際会計基準審議会（IASB：International Accounting Standards Board）は、金融資産の認識中止に関するそれぞれの会計基準の改訂を図った。加えて、IASBは2018年3月に公表した改訂版の概念フレームワーク（IASB, 2018）において、資産の認識中止に関する項目を新設し、今後の基準設定の拠り所となる考え方を整理している。このように、金融資産の認識中止に関する会計基準は、基準設定主体における重要な検討項目の1つとなっている。

しかしながら、FASBが1996年6月に公表したSFAS第125号「金融資産の譲渡及びサービス業務並びに負債の消滅に関する会計処理」(Statement of Financial Accounting Standard No. 125, *Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishment of Liabilities*) (FASB, 1996)（以下、SFAS第125号）において採用した、財務構成要素アプローチ（financial components approach）と呼ぶ金融資産の認識中止に関する考え方について、同号の設定過程において、どのような議論が行われたのかという点の検証は必ずしも十分なものとはいえない¹⁾。

そこで、本論文では、FASBが1986年5月に開始したプロジェクト「金融商品およびオフ・バランスシート金融問題（Financial Instruments and Off-balance sheet Financing Issues）」（以下、FASB金融商品プロジェクト）の発足当初から公開草案（FASB, 1995）（1995年10月公表、以下、1995年公開草案）公表前までの期間に開催されたFASB金融商品タスクフォースの議事録や審議資料等の一次資料（現在は、ミシシッピ大学AICPA図書館に所蔵されている²⁾）を用いて、FASBがSFAS第125号において金融資産の認識中止に関する会計基準の基礎となる考え方として財務構成要素アプローチを導入した経緯とその根拠について検討する。

1) この理由として、当時のFASBは、審議資料について、費用の問題と予備的なものであるにも関わらずFASBの最終的な見解であると理解されるのを避けるために、一般の者には提供していなかった（Miller, Redding and Bahnson, 1994, p. 70）ことや、1990年代半ば以前は、ウェブサイトを通じた審議資料の公表は一般的ではなかったことを挙げることができる。

2) FASBの議事録や審議資料等の入手にあたっては、ミシシッピ大学AICPA図書館研究指導司書・准教授のRoyce Kurtz博士より配慮を頂いた。ここに記して御礼申し上げる。

Ⅱ．先行研究のレビューと分析方法

1. 先行研究のレビュー

SFAS 第 125 号および同号の公開草案 (FASB, 1995) が公表される以前の FASB における金融資産の認識中止に関する会計基準に言及した先行研究に, Swieringa (1989), Imhoff (1992), Perry (1993) がある。また, 大沼 (1996), 小松 (1999a, 1999b) がこれらの各文献に言及している。なお, 前 3 者の所属について, 各掲載誌によれば, Swieringa (1989) は FASB のボード・メンバー, Imhoff (1992) はミシガン大学教員, Perry (1993) は FASB 上級会計フェローであることが記載されている。その他に, 山田 (1995) は, FASB Status Report (FASB の機関誌) の記載内容を基に, FASB 金融商品プロジェクト全体を整理している。

Swieringa (1989) は, 金融資産の証券化取引の会計処理について, 証券化取引の内容を分析し, 留保された部分と移転された部分とを識別することで解決が可能であるとしている。Swieringa (1989) の見解について, 小松 (1999a) は, 財務構成要素アプローチという用語自体は用いられてないものの, FASB が SFAS 第 125 号で採用した財務構成要素アプローチの基礎となる考え方であると指摘している。

Swieringa (1989) 以降の研究成果に Imhoff (1992) と Perry (1993) がある。Imhoff (1992) は, 売却あるいは借入処理のいずれかという検討よりも, 開示の拡充により金融資産の証券化取引の経済的実体を反映させることを主張している。Perry (1993) は, 売却と借入のいずれかの性質がより優越するかに基づく考え方 (従来の会計基準の考え方に相当する) を「支配的特徴パラダイム (predominant characteristics paradigm)」, 取引の構成要素を検討する考え方を「財務構成要素パラダイム (financial components paradigm)」と呼び, 財務構成要素パラダイムが金融資産の証券化取引の経済的実質を会計上反映できる考え方である主張している。このように, Perry (1993) の見解は, Swieringa (1989) を踏襲したものといえる。

米国以外の会計基準設定主体の状況をみると, 例えば, 国際会計基準委員会 (IASB) は, 1991 年 9 月に公表した公開草案第 40 号「金融商品 (案)」(Exposure Draft E40, *Financial Instruments*) (IASB, 1991) および 1994 年 1 月に公表した公開草案第 48 号「金融商品 (案)」(Exposure Draft E48, *Financial Instruments*) (IASB, 1994) において, リスクと経済価値の移転の有無により金融資産の認識中止を判断することを提案していた。これは, Perry (1993) でいう支配的特徴パラダイムに相当する。また, 英国会計基準審議会 (ASB : Accounting Standards Board) は, 1993 年 2 月に公表した公開草案「取引の実質の報告」(FRED 4, *Reporting the Substance of Transactions*) (ASB,

1993) および 1994 年 4 月公表の財務報告基準書第 5 号「取引の実質の報告」(Financial Reporting Standard 5, *Reporting the Substance of Transactions*) (ASB, 1994) において、リスクと経済価値の移転の有無により金融資産の認識中止を判断するとした上で、結合表示 (linked presentation) を採用している。これは、Perry (1993) でいう支配的特徴パラダイムに相当し、かつ、開示により情報提供を図るという点で、Imhoff (1992) の主張と整合的な考え方といえる。

このように、FASB 関係者である Swieringa (1989) と Perry (1993) は、金融資産の証券化取引における認識中止の要否の判断にあたって、その構成要素を分割して認識・認識中止することを主張しているが、Imhoff (1992) は開示の拡充を主張している。また、当時の IASC や ASB は、リスクと経済価値の移転の有無により金融資産の認識中止を判断するという考え方を提案・採用している。すなわち、FASB が 1995 年 10 月に公開草案を公表する以前の時点では、米国国内外のいずれにおいても、一貫した考え方が提案・採用されていたとはいえない状況にあったといえる。

2. 検討対象期間の特定と分析方法

Miller, Redding and Bahnson (1994) によれば、FASB が公表する基準書 (財務会計基準書) は、[表 1] に示すデュー・プロセスにより検討・公表される。このように、FASB は、当初の審議内容を取りまとめた文書である討議資料や意見勧告書において、今後の審議にあたっての基本的な方向性を示し、その後、公開草案の公表を経て、確定版の基準書を公表するというプロセスによって会計基準の設定を行っている。

したがって、FASB が、金融資産の認識中止に関する会計基準の基礎となる考え方として財務構成要素アプローチを提案・採用した経緯とその根拠を考察するためには、公開草案公表後から基準書の公表までの期間 (第 4 段階後半から第 6 段階) の審議内容ではなく、審議議題とされた時点から公開草案公表前までの期間 (第 2 段階から第 4 段階前半) の審議内容を中心に検討する必要がある。

会計基準の設定にあたって特定の考え方が提案・導入された根拠を考察する方法には、(1) 議事録や審議資料、公表された論点整理、公開草案、確定版の会計基準といった 1 次資料に基づいて考察する方法、(2) 会計基準設定に関与した当事者による著書や論文、報道等の 2 次資料に基づいて考察する方法、(3) 会計基準設定に関与した当事者に対するヒアリング調査、などの研究方法が考えられる。本論文では、FASB 金融商品プロジェクトの発足以前の時点における金融資産の認識中止に関する米国会計基準を整理した上で、上記の研究方法のうち (1) と (2) の方法により、FASB が財務構成要素アプローチを提案、採用した根拠について考察する。

表 1 FASB のデュー・プロセスの全体像

段階	具体的な活動内容	想定される公表物
第 1 段階：事前調査	・ 緊急問題専門部会からの勧告 ・ 経済誌等のモニタリング ・ 利害関係者との対話 ・ SEC からの勧告	・ 調査研究書 ・ プロジェクト概要書
第 2 段階：審議日程への組み入れ	・ 理事会会議	なし
第 3 段階：初期審議	・ スタッフによる関連文献の調査 ・ プロジェクト特別専門委員会 ・ プロジェクト諮問委員会 ・ 公聴会 ・ 理事会会議	・ 討議資料 ・ 意見勧告書
第 4 段階：代替的解決案策定	・ 理事会会議 ・ 票決	・ 仮結論書 ・ 予備的見解 ・ 公開草案
第 5 段階：追加審議	・ 理事会会議 ・ 公聴会 ・ フィールド・テスト	・ 改訂公開草案
第 6 段階：最終解決案策定	・ 理事会会議 ・ 票決	・ 財務会計基準書 ・ 解釈指針書

出所：Miller, Redding and Bahnson. (1994). p. 67. *Exhibit 3-2, Activities and Publications in the FASB's Due Process*. (一部邦訳として、高橋 (1989), p. 90. を参照した)

Ⅲ. FASB 金融商品プロジェクト発足以前の米国会計基準

1. 財務会計基準書第 77 号「リコース付債権譲渡の譲渡人による報告」の考え方

FASB 金融商品プロジェクト発足以前の米国における金融資産の認識中止に関する会計基準に、SFAS 第 77 号「リコース付債権譲渡の譲渡人による報告」(SFAS No. 77, *Reporting by Transferors for Transfers of Receivables with Recourse*) (FASB. 1983) と、FASB 技術公報第 85-2 号「モーゲージ担保証券の会計」(FASB Technical Bulletin No. 85-2, *Accounting for Collateralized Mortgage Obligations (CMOs)*) (FASB. 1985) (以下、TB 第 85-2 号) がある。

SFAS 第 77 号は、同号におけるリコースを、「期限における債務者の債務不履行、先払い金額の影響、または、譲渡債権の適格性の瑕疵により生じた修正などにより、債権の譲受人がこれらの債権の譲渡人より支払を受ける権利」と定義している (SFAS 第 77 号, para. 12)。その上で、同号は、(1) 譲渡人は、債権に含まれる将来の経済的便益に対する支配を喪失していること、(2) リコース条項に基づく譲渡人の義務を合理的に見積ることが可能であること、(3) リコース条項に基づく場合を除き、譲受人は譲渡人に対して債権の買戻しを要求できないこと、の 3 つの要件を全て満たす場合

に、譲渡人に対してリコース付債権の譲渡を売却処理することを求めている（SFAS 第 77 号, para. 5）。

このように、SFAS 第 77 号は、一定の要件を満たすことを前提として、金融資産であるリコース付債権の「経済的便益に対する支配」の有無により、認識中止の可否を判断することを求めている。

2. FASB 技術公報第 85-2 号「モーゲージ担保証券の会計」の考え方

モーゲージ担保証券（CMO：Collateralized Mortgage Obligation）は、1983 年 6 月に連邦住宅貸付抵当公社（FHLMC：Federal Home Loan Mortgage Corporation）によって最初に発行された証券化商品である。モーゲージを原資産とする従来型の証券化商品である不動産ローン担保証券（MBS：Mortgage Backed Securities）は、モーゲージから生じるキャッシュ・フローが MBS の投資家（MBS の購入者）が保有する権益に比例して支払われる（いわゆるパス・スルー）ことから、MBS の投資家は期限前償還のリスクに晒されることになる。これに対して、CMO は、期限前償還のリスクを回避すること、および、投資家の需要に合わせることを目的として、償還期限を複数のクラス（トランシェ）に分割して発行される³⁾。当時、従来型の MBS はパス・スルー型の証券化商品、キャッシュ・フローを再構成する証券化商品である CMO はペイ・スルー型の証券化商品と呼ばれた。

FASB が 1985 年 3 月に公表した TB 第 85-2 号⁴⁾は、CMO 導管体（CMO Conduit）と呼ばれる特別目的事業体（SPE：Special Purpose Entities）によって発行される証券化商品である CMO（法的には CMO の負債証券）について、原則として CMO の負債として計上することを求めている。

ただし、同号は、(1)発行体およびその関係者が、債務の履行を保証するための担保について、将来の経済的価値を放棄していること、(2)発行体の関係会社が、この債務に関連して、将来に支払いが要求されることがないこと、の両方の要件を満たす

3) 初期の CMO は、満期が 2 年の A クラス（第 1 優先順位）、満期が 4 年から 10 年の B クラス（第 2 優先順位）および C クラス（第 3 優先順位）、A ～ C クラスの満期が到来後に金利が支払われるクラスである Z クラスといった 4 層構造として組成されていた（ウィドマー、1989. pp. 171-173）。その後、1988 年には、CMO の階層は 1988 年には平均で 5.8 種類へと増大し、1989 年には平均で 9.0 種類、1990 年には 11.3 種類へと拡大した（Senft. 1991. p. 73）。

4) 技術公報（TB）は、一般に認められた会計原則（GAAP：Generally Accepted Accounting Principles）を構成するものではないが、実務家が差し迫った実務上の問題を解決する上で役立つことを目的として、FASB により公表される文書である（Miller and Redding. 1986. pp. 56-58, 邦訳. pp. 84-87）。

場合には、CMO 導管体による CMO の発行（負債証券の発行による資本調達）を「CMO が保有する資産の売却」として会計処理をすることを求めている。

このように、TB 第 85-2 号は、CMO の発行によって経済価値とリスクの両方が他に移転している場合に、CMO 導管体による負債証券の発行（CMO の発行）を、会計上、売却処理することを求めている。

3. 財務会計基準書第 77 号と技術公報 85-2 号との間に生じる矛盾

これまで検討したとおり、FASB は、SFAS 第 77 号においてリコース付債権の譲渡に関する指針を設け、TB 第 85-2 号において CMO 導管体による CMO の発行を「CMO が保有する資産の売却」として会計処理する要件を設定した。ただし、これらの基準書は首尾一貫しておらず、矛盾が生じている点が指摘されている（Stewart and Neuhausen. 1986. p. 104, Neuhausen and Stewart, 1988. p. 1232（邦訳 pp. 95-96）, Stewart, Neuhausen and Weissman. 1990. p. 372, Perry. 1993. p. 73, 小宮山. 1993. p. 33, 大沼. 1998. pp. 123-125.）。

SFAS 第 77 号と TB85-2 号との間で首尾一貫していない点は、リスク（ダウンスайдのリスク）の移転に関する取扱いにある⁵⁾。SFAS 第 77 号は、リスクの移転を認識中止の要件としていない。そのため、SFAS 第 77 号は、債権に関する信用リスクを譲渡人が留保している場合であっても（仮に 100% のリコース義務があっても）、譲渡人の義務（リコース条項に基づく義務）が見積もり可能である限り、譲渡人に売却処理を認めている。これに対して、TB 第 85-2 号は、リスクの移転を認識中止の要否を判断するための主たる要件の 1 つとしている。そのため、CMO 導管体による CMO の発行が売却（認識の中止）として会計処理されるためには、実質的にノンリコースである場合に限定されることになる。

Stewart and Neuhausen（1986. pp. 105, 110-111）は、SFAS 第 77 号と TB85-2 号とが首尾一貫していないことが、「つまみ食いの会計処理（pick and choose accounting）」の機会をもたらしたと指摘する。フォスター（1994. p. 67）は、「企業は認識中止と借入のいずれの会計処理がより望ましいか（企業にとっていずれがより有利か—筆者加筆）によって、資産の売却として会計処理をしたり、投資家からの借入として会計処理をしている」と指摘する。これらの指摘と同様に、Kane（1997. pp. 48-49）は、「固

5) なお、経済的便益については、SFAS 第 77 号と TB 第 82-5 の要件は類似している。具体的には、SFAS 第 77 号は、将来の経済的便益に対する支配を喪失していること（SFAS 第 77 号 para. 5a）とし、TB 第 85-2 号は、将来の経済的便益を喪失していること（TB 第 85-2 号 para. 2 a（1））としている。このように、SFAS 第 77 号においてのみ「支配」という用語が用いられている点を除くと、両基準書は、いずれも「経済的便益の喪失」を認識中止の主たる要件の 1 つとしている。

有の権利、利益、およびリスクの配分に関して全く同じ経済的実体を生み出す取引であっても、ある企業は売却として報告し、他のある企業では借入として報告する、といった状況が生じていた」と指摘している。

このように、SFAS 第 77 号と TB85-2 号との間で金融資産の認識中止の要件が首尾一貫していないことは、オリジネーターに代表される証券化取引に関与する企業に対して、ストラクチャリング（機会主義的、恣意的な会計基準の適用）の機会を与えたのである。この点は、FASB 金融商品プロジェクトにおいて、金融資産の認識中止に関する会計基準の検討が行なわれることとなった背景の 1 つとなっている。

Ⅳ. FASB 金融商品プロジェクトにおける金融資産の認識中止に関する会計基準の検討内容

1. FASB 金融商品プロジェクトの発足経緯と当初の検討内容

FASB は、1986 年 5 月の FASB 金融商品プロジェクトの発足当初の時点で、同プロジェクトを「開示」と「認識および測定」に区分した（FASB. 1986. p. 5）。その後、FASB は、「認識および測定」に関するプロジェクトの当初の検討成果として、1991 年 11 月に討議資料「金融商品の認識と測定」（Discussion Memorandum, *An Analysis of Issues Related to Recognition and Measurement of Financial Instruments*）（FASB. 1991）（以下、1991 年討議資料）を公表した。

1991 年討議資料は、「現存する金融資産の認識の中止はいつなされるか（基本論点 8）」を基本となる論点の 1 つとして挙げ、証券化された金融資産の認識を中止することが「オフ・バランスシート金融」となるかどうかについて問題提起をしている（1991 年討議資料, para. 122）。具体的には、1991 年討議資料は、金融資産の認識中止の会計処理の考え方として、(1)全ての便益（benefits）が移転された場合に金融資産を認識中止する、(2)全ての便益、リスクおよび潜在便益（potentials）が移転された場合に金融資産を認識中止する、(3)便益の一部が移転される場合に資産を部分的に認識中止する、という 3 つの見解を列挙している（1991 年討議資料, paras. 124-127）。これらの見解の特徴を整理すると〔表 2〕のとおりである。

3 つの見解のうち、(1)と(2)の見解は金融資産の認識中止の基本となる考え方について言及したものである。そして、(3)は、(1)の考え方をベースとした上で、認識中止の範囲を論点としている。すなわち、1991 年討議資料の時点における FASB の検討内容は、「リスクと経済価値」の枠組みに基づくものであるが、金融資産の部分的な認識中止の是非を検討する必要性を指摘している。

表2 1991年討議資料が示した金融資産の認識中止の会計処理の考え方

考え方	特徴
(1) 全ての便益の移転	・ SFAS 第 77 号の基礎となった考え方。
(2) 全ての便益、リスク及び潜在便益の移転	・ 認識よりも認識中止の閾値を高くする考え方。蓋然性の高い将来便益の移転のみでは、資産を認識中止することは不十分であるとする。
(3) 便益の一部が移転される場合、資産を部分的に認識中止する	・ 資産の一部の認識中止を認める考え方。資産の一部を認識中止するため、認識を中止した部分に係る損益を計上するとともに、残余部分を引き続き認識する。

出所：1991年討議資料（FASB, 1991），paras. 125-127. を基に作成。

2. 証券化プロジェクトにおける金融資産の認識中止に関する会計基準の検討内容(1)：スタッフ・ドラフト「証券化の会計」の提案内容

1991年討議資料の公表後、FASBは、FASB内にタスクフォースを設置し、1993年3月より金融資産の認識中止に関する会計基準の具体的な検討を開始している。当初は、「証券化（securitization）」というプロジェクト名称が付され、1994年4月より「証券化および金融資産のその他の譲渡（securitization and other transfers of financial assets）」と変更された（以下、証券化プロジェクト）。証券化プロジェクトは、FASB金融商品プロジェクトの「認識および測定」のサブ・プロジェクトとして位置づけられている（FASB, 1993e, p. 3）。

FASBは、1993年3月15日に開催したFASB金融商品プロジェクトのタスクフォース会議において、金融資産の認識中止に関する会計基準の予備的な検討を開始した。このタスクフォース会議に先立って事前に配布された資料に、スタッフ・ドラフト「証券化の会計」（Staff Draft, *Accounting for Securitizations*）（FASB, 1993a）⁶⁾（以下、1993年SD）がある。

1993年SDは、「資産証券化は従来の借入・貸出取引よりもはるかに複雑な状況をもたらしているが、現行の会計基準は、借入・貸出という従来の伝統的な取引を念頭において策定された会計基準や、証券化に関連する諸活動の1つの側面についてアドホックに策定されたもの」であると指摘している（1993年SD, p. 3）。その上で、会計基準間の不整合や会計基準が存在しないことにより、実務上さまざまな会計処理が行われていることを問題視している（1993年SD, p. 3）。

その上で、1993年SDは、証券化に関する主要問題の1つとして金融資産の認識中止の問題を挙げ、その基礎となる考え方として、(1)支配的特徴パラダイム、(2)財務構成要素パラダイム、の2つの考え方を提示している。

6) 1993年2月26日付文書（全40ページ）。FASB Background Information Issue No. 93-3所収。

1993 年 SD は、支配的特徴パラダイムを、証券化の特性をオリジネーターの視点から捉え、証券化された金融資産のリスクと経済価値に着目し、証券化取引を全体として売却とするか借入とするかを判断する考え方であると説明している（1993 年 SD, pp. 4, 31）。具体的には、金融資産に関する全てのリスクと経済価値が SPE（原文では、証券化信託（Securitization Trust）と表記されている）に移転されているか、あるいは、譲渡人は金融資産に関するリスクと経済価値の重要でない部分的な関与のみを留保している場合（言い換えれば、金融資産に関するリスクと経済価値のほとんど全てが SPE に移転されている場合—筆者加筆）に、当該金融資産を認識中止する考え方としている（1993 年 SD, pp. 4, 32）。

この考え方は、(1) 経済価値の移転に主眼をおいた SFAS 第 77 号、(2) 全てのリスクと経済価値の移転（ごくわずかな金額を除く）により認識中止の要否の判断を求める TB85-2 号、(3) 全てのリスクと経済価値の移転によるが、リスクと経済価値が均等な部分について一部の認識中止を認めている IASC の公開草案第 E40 号「金融商品」（IASC. 1991）を取りまとめたものである。つまり、1993 年 SD が説明する支配的特徴パラダイムは、FASB や IASC が採用・提案した金融資産の認識中止に関する会計基準の基本的考え方に相当する。

財務構成要素パラダイムは（後に財務構成要素アプローチと呼ばれることになる）、支配的特徴パラダイムに代わる考え方として 1993 年 SD が新たに提案した考え方である。1993 年 SD は、財務構成要素パラダイムについて、証券化取引において SPE に資産を譲渡した者（オリジネーター）は、〔表 3〕に示す 4 つの要件を満たす場合、SPE に売却したすべての資産の認識を中止し、その後、SPE に対する留保権益（retained interests）や SPE との関係を認識する考え方と説明している（1993 年 SD, pp. 6-7）。このように、1993 年 SD が提案する財務構成要素パラダイムは、金融資産を SPE へ譲渡した後に、譲渡人にどのような権利・義務が存在するのか、という点に着目した考え方といえる。

1993 年 SD は、財務構成要素パラダイムの提案根拠として、同パラダイムは、(1) FASB の概念フレームワークの定義（資産・負債の定義—筆者加筆）と一致すること、(2) 複合金融商品の構成要素の結合・分離等、金融商品に対する金融市場参加者の取扱いと整合的であること、(3) 金融商品に具体化された法的権利から生じる経済的影響に合致すること、の 3 点を挙げている（1993 年 SD, p. 7）。ここで挙げられた財務構成要素パラダイムの提案根拠は、1995 年公開草案、SFAS 第 125 号と同様のものがある。すなわち、FASB が 1995 年公開草案および SFAS 第 125 号において提案、採用した財務構成要素アプローチの設定根拠は、1993 年 SD の時点の内容が踏襲されているのである。

表3 1993年SDが提案する証券化取引における金融資産の認識中止の要件

(1)	資産から生じるすべてのキャッシュ・フローはSPEに帰属し、譲渡人・オリジネーターには帰属しない。
(2)	SPEの受益権保有者はSPEが保有する資産の非分割の権利(undivided interests)を所有し、かつ、SPEの受益権保有者は所有する非分割の権利を売却または担保差入をする制限の無い権利を有する。
(3)	譲渡人・オリジネーターの債権者は、SPEの資産に対する請求権を有していない。
(4)	譲渡人・オリジネーターが破綻した場合であっても、SPEの資産からのキャッシュ・フローは引き続きSPEに帰属し、破産財団には帰属しないことが合理的に予想される。

出所：1993年SD, pp. 6-7.

3. 証券化プロジェクトにおける金融資産の認識中止に関する会計基準の検討内容(2)：1993年3月15日開催の金融商品タスクフォース会議における審議内容

1993年3月15日開催の金融商品タスクフォース会議議事録(FASB, 1993b)によれば、同タスクフォース委員のPerryは、1993年SDが提案する財務構成要素パラダイムを適用した場合、証券化のオリジネーターは、SPE(原文では、Securitized Trust—筆者加筆)に譲渡した(原文では、売却した—筆者加筆)すべての資産の認識を中止し、その後、証券化されたSPEに対する留保権益や関係を認識することになる、と説明している(FASB, 1993b, p. 12)。

一方で、このタスクフォース会議に出席した一部の委員は、この時点での英国やカナダの会計基準設定主体は、金融資産の証券化取引の会計処理について、支配的特徴パラダイム(原文では、支配的特徴アプローチ(predominant-characteristics approach)と表記されている—筆者加筆)を採用する方向へと向かっており、国際的調和化の観点から問題が生じる可能性がある指摘している(FASB, 1993b, p. 12)。

1993年3月15日開催の金融商品タスクフォース会議議事録のメモランダム(FASB, 1993c, 1993d)に、同会議後に実施した今後の検討の方向性についての質問への回答結果が掲載されている。〔表4〕に示すとおり、回答者9名のうち8名の回答者が財務構成要素パラダイムの採用に向けた検討を進めることに賛成している。また、IASCの公開草案第40号(IASC, 1991)が提案する金融資産の認識中止の考え方(リスク・経済価値の帰属の有無によって認識中止を判断するという考え方であり、FASB金融商品プロジェクトでいう支配的特徴パラダイムに相当する)との調和化については、9名の回答者のうち7名の回答者が反対をしている(FASB, 1993c, 1993d)。

表 4 1993 年 3 月 15 日開催の金融商品タスクフォース会議開催後の質問への回答

	質問項目	賛成	反対	該当なし, 回答なし	合計
Q1	財務構成要素パラダイムを考えるアプローチとして検討を進めるべきか	8 名	1 名	0 名	9 名
Q2	Q1 に賛成する場合、1993 年 SD の提案に変更を加えるべきか	3 名 ^(注2)	3 名	3 名	9 名
Q3	証券化以外のその他の認識中止に関する論点を検討するべきか	5 名	4 名	0 名	9 名
Q4	デリバティブ ^(注1) の会計処理について同時に検討すべきか	4 名	4 名 ^(注3)	1 名	9 名
Q5	IASC と調和を図るために支配的特徴パラダイムを支持するか	1 名	7 名	1 名	9 名

注 1：フォワード、先物、スワップ、オプション

注 2：この質問に対して以下 (a)～(c) のコメントがあった。

(a) 法的な権利と義務について検討する必要がある。

(b) 収益認識への影響および一部の権益の公正価値測定の困難さを懸念。

(c) 証券化取引の実施後に留保される権益への公正価値評価に反対。

注 3：この質問に対して以下 (d)～(e) のコメントがあった。

(d) 金融商品に関する広範な研究プロジェクトの一環として検討されるべき。

(e) デリバティブについては、ヘッジ・プロジェクトにおいて検討すべき。

出所：FASB, 1993c. Memorandum, Financial Instruments Task Force Responses on Derecognition (May 13, 1993), pp. 1-2. in *FASB Background Information, Issue 93-6*. および, FASB, 1993d. Financial Instruments Task Force Responses on Derecognition, Postmeeting Questionnaire-March 15, 1993 Meeting. p. 1. in *FASB Background Information, Issue 93-6*. を基に加筆し作成。

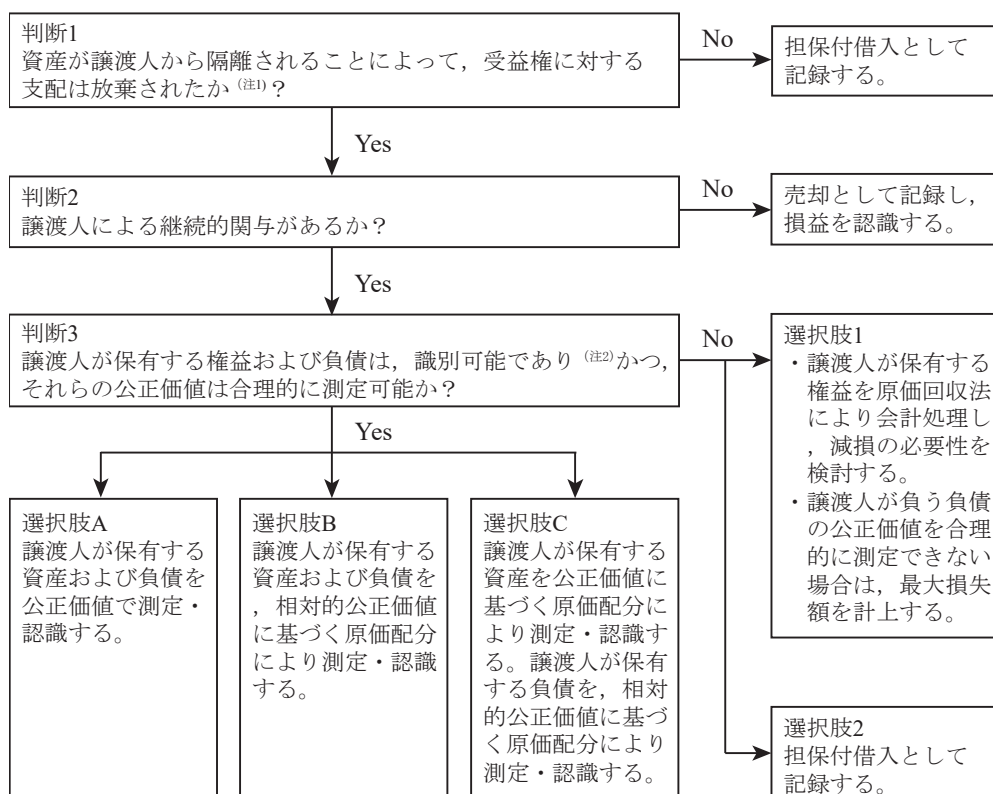
4. 証券化プロジェクトにおける金融資産の認識中止に関する会計基準の検討内容 (3)：1994 年 4 月 5 日開催の金融商品タスクフォース会議における審議内容

1994 年 4 月 5 日開催の金融商品タスクフォース会議に先立って配布された審議資料に「証券化およびその他の譲渡」(Financial Accounting Standards Board Project, Accounting for Securitizations and Other Transfers of Financial Assets, Status at March 21, 1994)

(FASB, 1994a) (以下、1994 年 4 月 FASB 審議資料) がある。1994 年 4 月 FASB 審議資料は、1994 年 3 月 21 日時点における財務構成要素パラダイムによる金融資産の認識中止に関する会計基準の検討状況を以下のとおり整理している。

1994 年 4 月 FASB 審議資料は、財務構成要素パラダイムについて、「証券化および金融資産のその他の譲渡は、譲渡人がその資産の受益権 (beneficial right) に対する支配を放棄した場合に、譲渡人は売却として処理することになる」と説明している (1994 年 3 月 FASB 審議資料. p. 1)。その上で、1994 年 4 月 FASB 審議資料は、財務構成要素パラダイムによる金融資産の認識中止の判断にあたって、(1) 支配が放棄されたか否か、(2) 継続的関与の有無、(3) 譲渡人が留保する権利または義務の公正価値の測定が可能か否か、という 3 点について判断することを暫定的に提案している

図1 1994年3月時点における財務構成要素パラダイムに基づく
金融資産の認識中止に関する会計処理の考え方



(注1) 隔離とは、譲渡人またはその共同出資者のいずれも、譲渡資産（保有することができる受益権を除く）に対する所有権または担保権を持たないことを意味し、譲渡人が破産した場合、譲渡資産は破産管財人の一部ではなく、譲受人は、譲渡された受益資産を交換または満期まで保有する無制限の権利を有する。

(注2) 譲渡人が保有する権益には、譲渡資産の継続的なサービシング、クリーンアップ・コール、またはその他のオプションが含まれる。

出所：FASB, 1994b, Appendix A, Accounting for Transfers of Financial Assets Under Staff Recommended Financial Components Paradigm, p. 1, in *FASB Background Information No. 94-2*.

表5 1993年4月5日開催のFASB金融商品タスクフォース会議開催後の質問への回答

支持する考え方	回答者数
財務構成要素パラダイム	8名
リスク・経済価値（支配的特徴パラダイム）	2名 ^(注)
回答なし	1名
合計	11名

(注)：リスクと経済価値を重視するその他のアプローチを支持すると解答した者と、FRS第5号が採用するリスク・経済価値アプローチを支持すると回答した者。

出所：FASB, 1994c, Minutes of the Meeting of The FASB Task Force on Financial Instruments (April 5, 1994), Attachment 1, Post Meeting Questionnaire, in *FASB Background Information Issue No. 94-3*. を基に一部修正し作成。

(1994 年 4 月 FASB 審議資料, pp. 1-4)⁷⁾。これらの一連の流れは〔図 1〕に示すとおりである。

上述の資料を基に検討が行われた 1994 年 4 月 5 日開催の金融商品タスクフォース会議の開催後に提出された質問票への回答結果は〔表 5〕に示すとおりである。このように、譲渡人による譲渡資産への継続的な関与（留保する権益）を資産計上する際の評価方法および配分額と、新たに生じることとなった義務を負債計上するにあたっての評価方法および配分額については今後の検討が必要であるとしているものの、金融商品タスクフォースは、1994 年 3 月ないし 4 月の時点で、財務構成要素パラダイムに基づく金融資産の認識中止に関する会計基準の公開草案の原案作成の準備段階に至っていたのである。

V. むすび —財務構成要素アプローチの導入根拠—

本論文では、FASB 金融商品タスクフォースの議事録や審議資料等の一次資料を用いて、FASB が金融資産の認識中止に関する会計基準の基礎となる考え方として、財務構成要素アプローチを提案・導入した経緯とその根拠について検討した。

FASB 金融商品プロジェクトにおいて、FASB が金融資産の認識中止に関する検討を開始したのは、特定の取引を念頭に置いてアドホックに設定された当時の会計基準が、結果として機会主義的・恣意的な会計基準の適用の機会をもたらしただけである。

FASB 金融商品プロジェクトの発足後、FASB は、1991 年討議資料において、「リスクと経済価値」の枠組みによるものであるが、金融資産の部分的な認識中止の是非を検討する必要性を指摘した。その後、FASB は、1993 年 3 月に開催した金融商品タスクフォース会議において、財務構成要素アプローチ（当時は、財務構成要素パラダイムと呼ばれていた）の基本的な項目を提示した。ここでは、財務構成要素アプローチの導入根拠として、(1)FASB 概念フレームワークの定義に準拠する、(2)複合金融商品の構成要素の結合・分離等、金融商品に対する金融市場参加者の取り扱いと整合的である、(3)金融商品に組み込まれた法的権利から生じる経済的結果に適合する、の 3 点が示された。これらは、1995 年公開草案および SFAS 第 125 号における財務構成要素アプローチの提案根拠、導入根拠に踏襲されている。その後、FASB は、1994 年 4 月の時点で、財務構成要素アプローチを採用した金融資産の認識中止に関する会計基準の公開草案を作成する段階へとシフトした。

7) なお、(3) の判断結果をどのように会計処理をするのかという点は、考えうる複数の選択肢が示されており、この時点では意見は集約されていない。

この間の金融商品タスクフォース会議では、一部の委員より、財務構成要素アプローチについて、当時の国際的動向（IASC や ASB の動向）とは異なることが懸念すべき点の1つとして指摘されたものの、財務構成要素アプローチを支持する他の委員の見解を覆すには至らなかった。このことは、金融資産譲渡後の時点で譲渡人（オリジネーター）が支配する資産・負債を認識することが当該取引の経済的結果を財務諸表に反映することになる、という財務構成要素アプローチの根底にある考え方が、当時の金融商品タスクフォース委員の多くの支持を受けていたことを意味する。

参考文献

- Accounting Standard Board (ASB). 1993. FRED4, *Reporting the Substance of Transactions*. (後藤宏行 訳. 1997. 「FRED4 『取引実質の報告』」『簿外金融』 サンメッセ, pp. 135-252.)
- Accounting Standard Board (ASB). 1994. Financial Reporting Standard 5, *Reporting the Substance of Transactions*. (April, 1994).
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1983. Statement of Financial Accounting Standard No. 77, *Reporting by Transferor for Transfers of Receivables with Recourse*. (December, 1983). (日本公認会計士協会国際委員会訳. 1984. 財務会計基準書第 77 号「償還請求権付債権の譲渡に関する譲渡人の会計報告」『JICPA News』 (346): pp. 49-56.)
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1985. FASB Technical Bulletin No. 85-2, *Accounting for Collateralized Mortgage Obligations (CMOs)*. (March, 1985).
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1986. Financial Instruments and “Off Balance Sheet Financing” Issues, *FASB Status Report*. (177): p. 5.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1991. Discussion Memorandum, *An Analysis of Issues Related to Recognition and Measurement of Financial Instruments*. (November, 1991).
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1993a. Staff Draft, Accounting for Securitizations. (February 26, 1993). in *FASB Background Information Issue No. 93-3*. pp. 1-33.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1993b. Minutes of the Meeting of the FASB Task Force on Financial Instruments (March 15, 1993). in *FASB Background Information, Issue No. 93-6*.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1993c. Memorandum, Financial Instruments Task Force Responses on Derecognition (May 13, 1993). in *FASB Background Information, Issue 93-6*.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1993d. Financial Instruments Task Force Responses on Derecognition, Postmeeting Questionnaire –March 15, 1993 Meeting. in *FASB Background Information, Issue 93-6*.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1993e. Board Agenda Projects (as of October 1, 1993), *FASB Status Report*, (245): p. 2.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1994a. Financial Accounting Standards Board Project,

- Accounting for Securitizations and Other Transfers of Financial Assets, Status at March 21, 1994. in *FASB Background Information, Issue No. 94-2*.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1994b. Financial Accounting Standards Board Project, Accounting for Securitizations and Other Transfers of Financial Assets, Status at March 21, 1994. Appendix A, Accounting for transfers of financial Assets Under staff Recommended Financial Components Paradigm. in *FASB Background Information, Issue No. 94-2*.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1994c. Minutes of the Meeting of The FASB Task Force on Financial Instruments (April 5, 1994), Attachment 1, Post Meeting Questionnaire. in *FASB Background Information, Issue No. 94-3*.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1995. Exposure Draft, *Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishment of Liabilities*. (October, 1995).
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1996. Statement of Financial Statement No. 125, *Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishment of Liabilities*. (June, 1996). (日本公認会計士協会国際委員会訳. 財務会計基準書第 125 号「金融資産の譲渡及びサービス業務並びに負債の消滅に関する会計処理」)
- International Accounting Standards Board. 2018. *Conceptual Framework for Financial Reporting*. (March, 2018) (企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳. 2020. 「財務報告に関する概念フレームワーク」『IFRS 基準 (注釈付き) 2020 IFRS 財団公認日本語版』 中央経済社.)
- International Accounting Standards Committee. 1991. Exposure Draft 40, *Financial Instruments*. (September, 1991) (日本公認会計士協会国際委員会訳. 1992. 公開草案第 40 号「金融商品 (案)」『JICPA ジャーナル』(440): pp. 129-138, (441): pp. 109-126.
- International Accounting Standards Committee. 1994. Exposure Draft 48, *Financial Instruments*. (January, 1994). (日本公認会計士協会国際委員会訳. 1994. 公開草案第 48 号「金融商品 (案)」『JICPA ジャーナル』(467): pp. 77-127.
- Kane, G. D. 1997. The Problem of How to Account for Asset Securitization Transactions, *Journal of Accounting Education*, 15 (1): pp. 39-51.
- Miller, P. B. W. and R. Redding. 1986. *The FASB The People, the Process, and the Politics*, Dow Jones Irwin. (高橋治彦訳. 1989. 『The FASB; 財務会計審議会—その政治的メカニズム—』 同文館出版)
- Miller, P. B. W., R. Redding and P. R. Bahnson. 1994. *The FASB The People, the Process, and the Politics 3rd edition*, Dow Jones Irwin.
- Neuhausen, B. S. and J. E. Stewart. 1988. Accounting by Issuers of Mortgage-Backed Securities, in Fabbozzi. *The Handbook of Mortgage Backed Securities (revised edition)*, Probus Publishing. Chapter 43, pp. 1229-1239. (日本債券信用銀行セキュリタイゼーション研究会訳. 1989. 「モーゲージ証券の発行者会計」『続・証券化の戦略と実務』 東洋経済新報社, 第 4 章, pp. 93-101.)
- Neuhausen, B. S. 1997. Accounting for Securitization Transactions, in R. E. Perry (ed). *Accounting for Derivatives*, McGraw-Hill. chapter 5, pp. 129-209.

- Perry, R. E. 1993. Accounting for Securitizations, *Accounting Horizons*, 7 (3): pp. 71-82.
- Stewart, J. E. and B. S. Neuhausen. 1986. Financial Instruments and Transactions: The CPA's Newest Challenge, *Journal of Accountancy*, (August, 1986): pp. 102-112.
- Stewart, J. E. and B. S. Neuhausen. 1989. Accounting considerations, in P. L. Zweig (ed). *The Asset Securitization Handbook*, Dow Jones Irwin. chapter 9, pp. 249-297.
- Stewart, J. E., B. S. Neuhausen, and H. R. Weissman. 1990. Accounting for Asset Securitization, in Kuhn R. J. (ed). *Mortgage and Asset Securitization (Volume V of the Library of Investment Banking)*, Dow Jones Irwin. chapter 17, pp. 368-393.
- Swieringa, R. J. 1989. Recognition and Measurement Issues in Accounting for Securitized Assets, *Journal of Accounting Auditing & Finance*, (4)2: pp. 169-186.
- Senft, D. 1991. The Future of Securitization, *AIMR Conference Proceedings*, 1991 (2): pp. 71-75.
- ウィドマー, J. P. (日本債券信用銀行不動産ファイナンス研究会訳). 1989. 『不動産ファイナンスの基礎と実践』 東洋経済新報社. (Wiedemer, J. P. 1987. *Real Estate Finance 5th edition*, Prentice-Hall)
- 大沼宏. 1998. 「資産証券化と認識中止の根底にある会計的論理」『商学討究』(小樽商科大学)(48)4: pp. 115-139.
- 小松義明. 1999a. 「証券化資産の会計における『財務構成要素アプローチの展開』—財務会計基準書第125号とスウィーリングの所説を中心として—」『商学研究論集』(明治大学)(10): pp. 183-199.
- 小松義明. 1999b. 「資産証券化の会計における経済的実質の開示—イムホフとペリーの所説を中心として—」『商学研究論集』(明治大学)(11): pp. 113-130.
- フォスター, ジョン, M. 1994. 「FASBにおける国際的視点とプロジェクトの動向」『COFRIジャーナル』(17): pp. 54-69.
- 山田辰巳. 1995. 「FASBの金融商品プロジェクト」米国会計基準(金融商品)研究委員会編. 『金融商品をめぐる米国財務会計基準の動向(上巻)—基準の背景と概要』企業財務制度研究会, pp. 15-46.